

大仙市の花火PR用アプリ・ビジュアルアイデンティティ等制作業務委託仕様書

1 目的

大仙市は、市内各地域で毎月花火が打ち上がる「花火のまち」である。特に8月最終土曜日に開催される全国花火競技大会は、本市を代表するイベントとして知られる。

本業務は、市内外の花火イベントで利用できるスマートフォン用アプリケーションの開発・導入、先進的な花火映像のコンテンツ等を制作することで、本市の観光情報に触れる機会を広く創出し、本市の特色ある花火大会と観光資源の魅力を発信するとともに、ビジュアルアイデンティティの制作を通して「花火のまち」としての統一感の形成を図るものである。

2 適用範囲

本仕様書は、大仙市の花火PR用アプリ・ビジュアルアイデンティティ等制作業務委託に適用する。

3 適用基準及び疑義

本業務の履行にあたっては、秋田県委託業務共通仕様書、本仕様書のほか、財務規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。また、実施要領及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度、市及び受託者が協議の上、定めるものとする。

4 委託期間

契約締結の翌日から平成29年3月31日まで

5 委託内容

(1) アプリの開発、公開

ア) iOS 及び AndroidOS に対応したアプリをそれぞれ開発し、公開にあたって必要な動作検証を行う。

イ) 開発したアプリを iOS であれば App Store、AndroidOS であれば Google Play Store から入手可能とするために必要な手続きを行い、平成29年1月31日(火)までに公開する。
なお、本アプリは無償で入手可能とする。

ウ) 大仙市コミュニティFM「FMはなび」公式アプリを利用しながら(サイマル放送を聴きながら)使用可能とすること。

(2) コンテンツ等の制作

ア) アプリで提供するためのコンテンツ等を制作する。本市が想定する内容は「別表1 想定コンテンツ等一覧」のとおりとするが、事業目的に資する効果の高いコンテンツ等を付加する提案を認める。

イ) 対応する言語は、日本語及び英語を必須とする。

ウ) コンテンツ等の格納については、災害時でも安定的に稼働し、セキュリティ対策が十分に講じられたクラウドサービスを利用するなど、大仙市にとって最適となる提案を行うこと。クラウドサービスを利用する場合は、維持管理費が少額となるように努めること。また、既存の大仙市公式ホームページまたは一般社団法人大仙市観光物産協会のホームページと連携できる提案を行うこと。

(3) ビジュアルアイデンティティの制作、商標登録、活用方法の提案

- ア) 本市の観光物産をPRするためのブランド戦略やコンセプトを検討し、ビジュアルアイデンティティを制作する。
- イ) 制作したビジュアルアイデンティティは、アプリ内に掲載する。また、アプリ以外でも本市の観光物産のPRのために広く活用するものとする。
- ウ) 制作したビジュアルアイデンティティの商標登録手続きの代行、及び必要となる商標調査等を行う（商標調査に要する費用、出願料・登録料等の特許庁に納付する費用、その他手続きに要する諸費用を委託費に含む）。
- エ) 制作したビジュアルアイデンティティの有効な活用方法を提案する。

(4) アプリの保守

- ア) アプリ公開から委託期間終了までの期間、アプリの保守業務（iOS 及び AndroidOS のバージョンアップに伴う対応、アプリの動作検証、不具合等の修正）を行う。また、ダウンロード数及び国・地域別等の利用状況についての調査報告、アプリ利用者からの問い合わせ対応を行う。
- イ) 委託期間終了後、アプリの保守業務の契約を2箇年度（平成29年度、平成30年度）予定する。委託費は500千円／年度を上限額とし、この範囲内で保守業務ができる提案とすること（クラウドサービス等の維持管理費が発生する場合は、委託費に含めること）。
- ウ) 観光情報の更新（花火大会の開催情報など）は、本市の職員が自ら行えるようにすること。

(5) アプリ・ビジュアルアイデンティティの周知

- ア) 制作したアプリ・ビジュアルアイデンティティをより多くの方に周知・普及させるPR方法を提案し、実施する。
- イ) アプリをPRするためのチラシ（A4版1枚）を制作する。

(6) その他本業務に関連すること

6 打合せ協議

業務の円滑な進行を図るため、常時、本市担当職員と緊密な連絡関係を構築し、本市が求める場合には打合せを行い、誠意を持って業務を遂行すること。なお、打合せ後に記録簿を作成し、相互に確認すること。

7 成果品

成果品として、次のものを提出すること。媒体は、①～⑦は紙面1部及び電子データ、⑧は電子データとする。電子データの形式については、本市が指定する形式とすること。

- ①事業実績報告書
- ②システム構築設計書
- ③システム管理運用マニュアル
- ④ビジュアルアイデンティティ管理運用マニュアル
- ⑤商標登録関係書
- ⑥PR用チラシ
- ⑦その他当該業務に付随する資料で市が求めたもの
- ⑧映像

8 その他

- (1) 業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可をとること。受託者はその一切の責任を負うこと。
- (2) 受託者は本業務にあたり知り得た情報を委託者の許可なく他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

別表1 想定コンテンツ等一覧

区分	内容・留意事項
I 花火写真の発信機能	<ul style="list-style-type: none"> ・主に花火用に特化した写真の撮影・加工・編集・共有を行う機能とする。ただし、機能の一部はスマートフォンに付属の機能、外部のアプリを用いる提案も可とする ・本市以外の花火イベントでも利用され、ユーザー同士の積極的なコミュニケーションが図られるような工夫をする
II 先進的な花火映像等のコンテンツ	<ul style="list-style-type: none"> ・360°の映像やVR技術を活用した映像など、先進的な花火映像のコンテンツを制作する ・ユーザーが実際に本市を訪れ、本物の「大仙市の花火」を見に行きたくなるようなコンテンツとする ・映像を撮影する場合は2K以上の解像度とし、本市保有のシアター等での映写も想定しているため、加工・編集前のデータも本市に提供すること
III 大仙市の観光情報のコンテンツ	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人大曲花火倶楽部が制作する「花火暦」^(※1)を基に、本市で毎月行われる花火大会をPRするコンテンツを制作する ・年に数回(4回程度)、本市の花火大会の開催情報(日時、チケット購入方法等)をプッシュ送信により通知する ・本市の観光情報を掲載するホームページ^(※2)にリンクし、ユーザーが実際に本市を訪れ、回遊し、継続的に訪れたいくなるような工夫をする

(※1) 「花火暦」については、以下のホームページを参照してください。

NPO法人大曲花火倶楽部「花火暦2016」
(URL) <http://omagarihanabiclub.blogspot.jp/>

(※2) 本市の観光情報を掲載するホームページとして、例えば以下のものを想定しています。

一般社団法人大仙市観光物産協会
(URL) <http://daisenkankou.com/>